

ひろしまモビリティワールド指定用途供用開始期限の 延期承認の申請受理について

1 要旨

株式会社ひろしまモビリティワールドから、指定用途供用開始期限の延期承認の申請書が提出されたため、今後の対応等を報告する。

2 申請の主な内容

令和7年4月14日付けで締結した「事業用定期借地権設定契約第2条第4項」に定める指定用途供用開始期限について、県に対し、延期の承認を求める。

(1) 開業予定日

当初開業日：令和9年4月14日まで（2027年春の開業）

開業延期日：令和10年4月14日まで（2028年春の開業）【1年延期】

(2) 理由

開業延期の理由については、次のとおり。

- 建築業界における深刻な人手不足や中東情勢の影響による建築資材の高騰及び調達難により、施工事業者及び不動産投資の相手方において、工事着工が困難な状況が続いていること。
- 中東情勢の影響による建築資材の高騰及び調達難については、業界内で資材流通の停滞が指摘されており、この課題の解消には最長で1年程度の期間を要すると見込まれていること。

3 今後の対応について

- 申請書の内容について、有識者の意見や助言を踏まえ、指定用途供用開始期限の延期申請を承認することが適切かどうかを判断する。

〔参考〕意見、助言を聴取する有識者

- ・ 大学教授(テーマパーク、マーケティング)
- ・ 大学教授(観光施策、まちづくり)
- ・ 大学教授(都市デザイン、エリアマネジメント)
- ・ 大学教授(都市デザイン、都市計画)
- ・ 公認会計士

- 本日、株式会社ひろしまモビリティワールドから、社内で開業延期の意思決定をした旨、発表された。
- 引き続き、事業の進捗状況について運営事業者への確認を行うとともに、県においても、関係各所への説明など運営事業者と連携し対応を行っていく。